

海外募集型企画旅行条件書 (クルーズ旅行兼用)

お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この書面は旅行条件第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の4に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、納付金旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 旅行契約の条件・内容は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部(以下「募集型企画旅行契約の部」といいます。)によりします。また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。)であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については当社のクルーズ船を利用するとき使用する旅行予約約款(以下「当社クルーズ旅行予約約款」といいます。)の募集型企画旅行の部によりします。特定クルーズ旅行予約約款は第15条(お客様の解除権)の取消料部分以外は当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部と内容が異なります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- ①当社旅行業務で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)に当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のとおり申込みをさせていただきます。申込みは「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第5項に定める旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

申込金(おひとり)
旅行代金の20%

- 但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めることによりします。またローンご利用の場合は異なります。
※上表内の「旅行代金」とは第9項の「基準旅行代金」をいいます。
- 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に、申込金の支払いがなかったときは、当社はお申し込みはなかったものとして取扱います。
- 旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご利用に使用されるパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行停止、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じ、第27項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、お客様の訂正が認められず、旅行契約を解除したことも場合があります。この場合には第16項の当社所定の取消料をいただきます。

3. ウェイティングの取扱い

- お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、「お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただく」の期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力をさせていただきます。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は成立していません。なお、「当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様のウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただけた期限までにご予約のお申し込みを承諾できなかった場合は、当社は当該申込金を全額払戻しいたします。
- 本項(1)の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

- 18歳未満の方は親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同意書とさせていただきます。また、旅行開始時点で15歳未満の方は健康書が必要とさせていただきます。
- ①ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
②健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を飼育の方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれら状態に変わった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的ににお申し出ください。
- ③前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際しては、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですらをお申し出いただくことがあります。
- ④当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する旨を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- ⑤お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の負担となります。
- ⑥お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件をお受けすることがあります。
- ⑦お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および帰郷の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- ⑧お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑨お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。
- ⑩お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して過激な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑪お客様が風説を流布し、偽計を用いる若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- ⑫その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

5. 旅行契約の成立時期と契約書の承認

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承知し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 当社は本項(1)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、

- 本旅行条件書により構成されます。
- 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによりします。
- 当「パンフレットの旅行代金未定コースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
- 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めお申し込みした募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。
①当社は、旅行者を結んだ構成を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱い、当該契約責任者の間で行います。
②当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
③当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

6. 通関契約および、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の電話へ「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。
①通関契約も当社「旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部」に準拠します。
②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とします。
③通関契約のお申し込みの際に、会員も、お申し込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」「会員番号」「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。
④通関契約による旅行契約は、当社がお申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話によるお申し込みの場合は、お申し込みが当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
⑤通関契約を締結しようとする場合において、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金および、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。また、旅行代金および、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。また、旅行代金および、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。
- ⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受け付けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
⑦旅事情報端末からインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行代金をお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を用いる方法により当該書面に記載すべき事項を併せてしたときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記事事項が記録されたことを確認します。
⑧会員の通信機器に⑦①にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を確認したことを確認します。

7. 確定書面(最終旅行日程表)

- 第5項(2)の契約書面を補充する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を10日以前に旅行開始の前日までに配達いたします。(原則として旅行開始の1日前～7日前)にお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期発出のコースの一部では旅行開始の前日までに配達することがあります。この場合でも旅行開始の前日までに配達いたします。ただし、旅行開始の前日までに配達できなかった場合は7日目に当たる日以降にお申し込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し前日以前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金の支払日

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降22日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)までにお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定日までににお支払いいただきます。

9. 基準旅行代金

- 「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに明示して表示した金額(1)に追加代金として表示した金額を、加算し、「割引代金」として表示した金額を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第16項(1)の「取消料」、第17項(2)の「違約料」、および第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

10. 追加代金と割引代金

- 第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」中に含めて表示した場合を除きます。)
①お一人部屋を使用される場合の追加代金
②「パンフレット」等で当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
④「パンフレット」等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
⑤「パンフレット」等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空機座席のクラス変更を要する運賃差額
⑥その他「パンフレット」等「○○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」等に記載した場合の追加代金)。
- 第9項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き旅行代金を設定した場合を除きます。)
①「パンフレット」等で当社が「トリプル割引」等と称し、1の部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
②その他「パンフレット」等「△△△割引代金」と称するもの

11. こども代金と幼児用代金

- こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空機座席を使用しない方に適用されます。但し、利用航空会社により、旅行開始日当日が基準になる場合があります。その場合は「パンフレット」にてその旨を明示します。

12. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミー・クラスとなります。
- 旅行日程に含まれる送迎(等)の料金(空港・埠頭と宿泊場所の間)旅行日程に「お客様負担」と表記がある場合を除きます。
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス等の料金・ガイド料金・入場料金等)
- 旅行日程に明示した宿泊料金及び「サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。)
- 2人部屋に2人ずつの宿泊を基準としたコースに、旅行日程に明示した食事料金(機内食を除く)及び「サービス料金」
- お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。また利

- 用航空会社により別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものとする。
- 現地の手荷物運搬料金(一部含まれないコースがあります)。但し、一部コース・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- 添乗員付きコースの添乗員の同行費用
上記(1)～(8)についてはお客様の都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

13. 旅行代金に含まれないもの

- 第12項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
(2) クリーニング・電話料金・ホテルのボイラー・メイド等に対するチップ、その他追加料金等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
(3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙・証紙料金・査読料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料等。)
- (4) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
- (5) 国際観光旅客税及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料等
- (6) 日本国外の空運料・出国税及びこれに類する諸税
- (7) 希望するお参加されるオプションツアー(別途告知の小旅行)の料金
- (8) お客様が個人のお客様、買物等を添乗員より依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用
- (9) 運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ) (但し、旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)

14. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関側の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

15. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金及び著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合は、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の増額又は減額をいたします。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めることにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 第14項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けること旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又は、これら支払われなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生ずる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことに係る場合を除きます。)
- 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を「パンフレット」等に記載した場合には、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、「パンフレット」等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を受けられるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

16. お客様の解除権

- お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除するごことが出来ます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込み日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(貸切航空機を利用するコースを除きます)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日以前以降31日目にあたる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合は: 旅行代金の10%(5万円を上限) ピーク時以外に旅行を開始する場合は: 無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上: 10万円 // 30万円以上50万円未満: 5万円 // 15万円以上30万円未満: 3万円 // 10万円以上15万円未満: 2万円 // 10万円未満: 旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日・前日及び当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

*注1: 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
*注2: 上記表内の「旅行代金」とは第9項の「基準旅行代金」をいいます。
*注3: 旅行契約成立後に「コース」又は「出発日」を変更される場合も上記取消料の対象となります。
*注4: 当社の責任としないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も上記取消料をいただきます。

- ②「貸切航空機を利用するコース」
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
③「日本発着時に船舶を利用する旅行」
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
④「日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、パンフレット上にクルーズ旅行予約約款を適用する旨記載がある場合」
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
⑤「本邦出国時又は帰国時に、航空会社及びツアー等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び当該航空券取消料等の金額を明示したコース」(ペックス運賃等を使用したコース)
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
⑥本項(1)にかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当該約款の特定海外旅行に係る取消料によります。
⑦お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ①第14項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限り、また、
- ②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可避なる可能性が極めて大きいとき、
- ③当社がお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき、
- ④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき、

- ⑤日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規則又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑥自由行動中の事故 ⑦食中毒 ⑧盗難
 - ⑨運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地を離れる時間の短縮
 - ⑩その他、当社または手配代行者の目撃し得ない事由
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く)として賠償します。

24. 特別補償

- (1) 当社は、第23項の規定に基づき当社がお客様の責任が生ずるかを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に激激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被害を受けた場合において、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一傷又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金を支払われたい旨を明示した場合に限ります。「当社旅行参加中」とはいません。
- (2) 当社は第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノーボード、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。
- (2) 上記に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設備の不足が生じたことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- (3) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変・火・戦乱・ウクライナ・官公署の命令・欠航・不通、休業等の変更・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・欠・遅延、運送スケジュールの変更等当該の運行計画によらぬ運送サービスの提供 手。旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- ②第16項から第18項間での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除後に部分に係る変更
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金1.5%を乗じた額をもつて限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、第9項の「基準旅行代金」となります。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更になった場合に、当社に第23項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、お客様は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の変更の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2: 確定金額が交付された場合には「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それをその変更につき一件として取り扱います。
- 注3: 第3号又は第9号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊機関の提供を伴うもの高い場合は、上記の通り一件として取り扱います。
- 注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5: 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。
- 注7: 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

26. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載した旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するようにならなければならないものとします。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

27. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができ

- きます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき11,000円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合は、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様が当該旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承されたものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

28. お客様が発売までに実施する事項

- (1) 旅券・直証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。)
- ①旅券(パスポート): 旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必要となります。
- ②直証(ビザ): 旅行参加には、パンフレット記載の国の直証が必要となります。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・直証・再入国許可及び各種証明書(取得及び出入国手続書類の作成等をお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・直証等の取得ができなくてもその責任を負いません。)
- ③健康衛生について
渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- ④海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でご確認ください。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関する手続きのため、③旅行の安全管理のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社に提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥お客様のご意見やご感想の御願いのため、⑦アンケートの御願いのため、⑧特典サービスの提供のため、⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
1. 当社らは、取得した購買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。
- (2) 上記(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、搭乗便名等運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官等(いずれも本邦及び外国に所在)に書類又は電子データにより、提供することがあります。個人情報提供を希望する第三者が外国にある場合は当該提供における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「外国にある第三者の個人情報の保護に関する情報等について」(<https://www.nta.co.jp/global/3rdpartyoptivity.htm>)をご確認ください。また、当該旅行を精算する目的でJdcparty株式会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することもあります。なお、土産物店等の個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該する「パンフレット」に記載する旅行申込窓口宛に出発の10日前までに申し出ください。(注:10日前より「日・祝日の場合はその前日までに申し出ください。)
- (3) 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によって提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報、当社が責任を負って管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については当社の店頭又はホームページ(<https://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーをご確認ください。
- (4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客様は、当社が保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は当社お客様相談室となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入しただけの場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。個人情報保護管理者(お客様相談室) 問い合わせ先窓口: 本社お客様相談室 営業時間: 平日 09:45~17:45 03-6895-7883 FAX: 03-6895-7833 e-mail:sodan_shitsu@nta.co.jp

30. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取扱いについて

- (1) お申し込み・パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーのお申し込みと同時にさせていただきます。お申し込みは、お申し込みの旨を、お問い合わせ先窓口へご連絡ください。
- (2) 本項(1)の国内航空券の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立し、国内航空線の区間について当社が承諾した後は、当該コースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象となります。
- (3) お取消し: お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別料金で国内航空券について予約・確保ができ、お客様が該当コースをお取消しする場合は、該当コースに関する所定の取消料をお支払いいただきます。

31. その他

- (1) 海外旅行保険(病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。)
- (2) お買い物案内/お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがありますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはしりかかれますので、ご利用ください。免税品がある場合は、ご購入品を必ず手荷物として手元にこまめに預け、その手続は、土産店・空港で手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございませう。ご購入には十分ご注意ください。
- (3) マレーシア・日本航空会社のマレーシアサービスに関するお問い合わせ登録はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であったツアーサービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第23項(1)並びに第25項(1)の責任を負いません。(注)第23項当社の責任及び免責事項 第25項 旅程保証
- (4) 事故等のお申し出
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット各コースの説明に記載している出発空港(国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾した国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているもの)については、国内線の出発空港を出発(集合)してより、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (6) 当社らはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7) 募集型企画旅行契約の取扱い
この条件に定める事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行契約がご希望の方向に、当社にご購入ください。当社旅行契約は、当社ホームページ: <https://www.nta.co.jp>からご覧ください。
- (8) 旅行条件の基準
この旅行条件は2023年1月1日を基準としています。